

閲覧用

令和 6 年 7 月 25 日

第 7 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和6年 第7回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日（木曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員8名・農地利用最適化推進委員6名 合計14名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員

農業委員5 佐 藤 富 男

○事務局出席者

事務局長 高 橋 正 志

事務局係長 富 川 隆 一

事務局主事 半 澤 壮 都

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対し、その適否を審議する件

議案第4号 令和5年度農業委員会成果説明の承認を求める件

報告第1号 農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について

5. 会議概要

午前 9 時 48 分 開会

○事務局長 皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

只今から令和 6 年第 7 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく申し上げます。

○会 長 はい、それでは皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦労様です。最近大変暑い日が続いていますが、体調の方にも十分注意して頂きたいなと思います。また最近コロナも増えてきておりますけど、皆さんも十分注意して頂きたいなと思います。

それから早いもので田んぼの方も出穂が始まりまして、今もっとも水が必要とされている時期ですが、今年は雪も少なくそして源流の方の水量も中々大変だという事で、少ない様な気もしますが、改良区の方も精一杯一生懸命流している様ですので、今年も豊作になる事を願いまして、またカメムシなんかも騒がれていますので、十分皆さんで目を配って頂きたいなと思います。それでは挨拶はこれぐらいで、早速議事に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 本日の出席者は 14 名で、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまず皆様にご報告致します。

それでは「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町の農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項の規定に基づきまして、8 番委員の松井誠子さんと 2 番委員の角田真由美さんをお願い致します。よろしく申し上げます。

それから「会期の決定」でございますが、会期は本日 1 日でよろしいでしょうか？お諮り致します。

（「はい。」の声あり。）

はい、それでは全員賛成という事で、本日 1 日と決定させて頂きます。

続きまして日程の第 3「議事」に入りますが、本日の議事は第 1 号議案から追加で第 4 号までございますので、よろしくお願い致します。

それでは、第 1 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号 1 を上程致します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号 1・西部地区。申請地と致しまして、大河原町字南桜町。こちら地目台帳が宅地、現況が畑。同じく字南桜町。こちら地目が先程と同じです。理由と致しまして、賃貸住宅を建築し、併せて駐車場を造成する。転用目的の施設概要と致しまして、賃貸住宅建築 12 棟、駐車場 30 台分。工事の時期が令和 6 年 7 月 31 日から令和 7 年 2 月 28 日まで。農地区分が第 3 種農地となっております。以上です。

- 議長 　　ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。
はい、加藤委員。
- 加藤照男委員 　はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は桜町郵便局の東側で、住宅地内です。平坦な土地でもあり何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。隣接する農地はありませんので、支障はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題はないと思います。皆様のご審議方よろしくお願い致します。
- 議長 　　はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願いします。
はい、鎌田委員。
- 鎌田委員 　　はい。今回の案件については賛成ですが、今後のために教えていただきたい。
農地を一時転用した場合の課税額はどのようにして決定されるものなのでしょうか。
- 議長 　　その点について事務局お願いします。
- 事務局係長 　　はい。税額に関しましては、固定資産税係が現況を確認して算定しております。1月1日を基準日として設け町内各地を確認しているところです。
- 議長 　　はい、鎌田委員。
- 鎌田委員 　　例えば、一時的な転用なのであれば税は元の地目で課されると認識していたのですが、そうではないということですか。
- 議長 　　はい、事務局。
- 事務局係長 　　はい、一時転用であっても現況により算定されます。
- 議長 　　はい、鈴木委員。
- 鈴木勉委員 　　現況が畑であっても耕作されていなければ、1月1日現在で課税することになるため致しかたないのかと。
- 議長 　　はい、鎌田委員。
- 鎌田委員 　　そうのことだろうと思っていましたけど、農業委員会総会にかけられた案件が税務課へ共有されているのか、横の繋がりを確認したかったので質問しました。
- 議長 　　はい、事務局長。
- 事務局長 　　一時転用の申請は農業委員会を通して税務課へ情報提供されているのでは？
- 事務局主事 　　はい、総会終了後に税務課のほか関係各所に情報提供しています。
- 鎌田委員 　　こちら側から情報提供できない場合もあるのですか？
- 事務局長 　　案件によっては許可不要の場合もあるので、農業委員会に届出がない場合もあります。
- 鎌田委員 　　はい、分かりました。
- 議長 　　はい、その他ありますでしょうか？（「なし。」の声あり。）
ではこれから採決を致します。第1号議案の進行番号1について、許可相当として知事に進達する件について、賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
はい、全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございました。
次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

- 事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・東部地区。申請地と致しまして、大谷字山下。地目が台帳及び現況が田。こちら理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、長屋住宅を建築する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しまして、長屋住宅建築、駐車場20台分。工事時期と致しまして令和6年9月1日から令和7年4月30日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。
- 長山恵委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は不動公園向かい側の住宅地であり、平坦な場所のため何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく願います。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願いします。ありませんか？（「なし。」の声あり。）
- はい、なしと認めましてこれから採決を致します。第2号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、ありがとうございます。全員賛成という事で、許可相当と致します。
- 次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい、進行番号2・東部地区。譲渡人進行番号1と同じですので省略致します。申請地と致しまして、大谷字山下。地目が台帳及び現況が田。理由と致しまして譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、長屋住宅を建築する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しまして、長屋住宅建築、駐車場24台分。工事時期と致しまして、令和6年9月1日から令和7年4月30日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。
- 長山恵委員 はい、先程の進行番号1の隣の場所になりますので、説明は省略させていただきます。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく願います。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。1番と2番が隣合わせという事で、これについて皆さんから質疑があれば挙手でお願い致します。
- （「ありません。」の声あり。）
- はい、ありませんという事ですので、質疑なしと認めまして、これから採決に入ります。第2号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第2号議案の「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号3を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、字広表。地目が台帳及び現況が畑。続いて同じく字広表。こちら地目が同じで、合計畑2筆。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しまして、居宅建築、物置、駐車場6台分。工事時期が許可日から令和7年3月31日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表貯水地の近くで、区画整理されている畑で特に問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺には休耕中の畑がありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、質疑なしと認めまして、これから採決を致します。第2号議案の進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号4を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号4・西部地区。申請地と致しまして小山田字五輪。こちら地目が台帳及び現況が田。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光パネルを設置する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しましてソーラーパネル106枚。工事の時期が許可日から令和7年2月1日まで。農地区分が第2種農地となります。備考と致しまして、こちら先月の総会で許可が下りたものになりますが、ソーラーパネルの枚数に変更があるという事で、一度許可後に取り下げの申請を頂きまして許可取下げ後、改めて申請を上げさせて頂いたものになります。以上です。

○議長 はい、鈴木委員。

○鈴木勉委員 枚数が増えたということですか？

○議長 はい、事務局。

○事務局主事 枚数を減らしての再申請です。前は120枚だったのが106枚で、設置する方向も変わるそうなので、申請を上げ直していただきました。

- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、高橋委員。
- 高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。改めて詳細を説明します。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は小山田地区教性院近くにあり、山間地の傾斜については自己保全管理地のは場ですが、問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。水路がありますが問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われませんが、入り組んだ土地なので隣地の境界や水路への流失に注意して欲しいという事で、ご審議方よろしく願います。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から何か質疑があれば挙手でお願い致します。ございませんか？（「なし。」の声あり。）
- はい、質疑なしと認めまして、これから採決を致します。第2号議案・進行番号4について、許可相当とする事に賛成に方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。
- 次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号5を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい、進行番号5・西部地区。申請地と致しまして、字新南。地目が台帳及び現況が田。同じく字新南。合計田2筆。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該農地を譲り受け、居宅を建築する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして居宅建築、駐車場4台分。工事時期と致しまして許可日から令和7年1月31日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は平坦かつ区画整理されている畑で、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑はありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく願います。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）
- 質疑なしと認めまして、これから採決に移ります。第2号議案の進行番号5について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。
- 次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号6を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 6・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字川根。こちら地目が台帳及び現況が畑。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、集合住宅を建築する。権利の設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして集合住宅建築、駐車場 18 台分。工事時期と致しまして許可日から令和 7 年 5 月 15 日まで。農地区分が第 3 種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。

はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は福山通運近くの平坦な畑で、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願ひします。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。この件についてどなたか質疑があれば挙手をお願いします。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

質疑なしという事で、これから採決を致します。第 2 号議案・進行番号 6 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第 2 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号 7 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。進行番号 7 申請地と致しまして字東桜町。地目台帳が宅地、現況が畑。その外 3 筆ございまして、合計畑 4 筆。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、集合住宅を建築する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しまして集合住宅建築、駐車場 21 台分。工事時期と致しまして許可日から令和 7 年 7 月 2 日まで。農地区分が第 3 種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。

はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は桜町の東端にある葦神橋の袂で、区画整理された平坦地でもあり、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題はないとは思ひます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質

疑があれば挙手でお願い致します。

はい、鎌田さん。

○鎌田委員 以前私が推進委員をしていた頃に、この案件の周辺を担当したことがあるのですが、2019年の洪水で冠水したと記憶しています。ここは高くなっている土地なので問題ないと思いますが、冠水対策としてポンプアップして道路から川に水を放水していた様に記憶していましたが正しいでしょうか？

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 令和元年台風第19号の際にこの辺一帯は冠水しまして、地区からの要望で地域整備課がポンプを設置し、ホースを土手の方に設置しています。今までこのポンプを稼働する程度の大雨が降っていないので、稼働実績はございません。冠水した場合は職員が稼働することとなっています。

○鈴木勉委員 設置してあるのですか？

○事務局長 既に設置されています。

○鎌田委員 その時には放水出来るの？

○事務局長 はい、可能です。

○鎌田委員 私は土地購入者が建物建てた後に、こういう場所だと知らなかったと言われる可能性、農業委員会の説明責任になるのではないかとこの点を危惧しています。

○鈴木勉委員 土地購入前にハザードマップを見せて説明はしないのですか？

○議長 はい、事務局。

○事務局係長 その点につきましては農業委員会からと言うよりは、購入に至る段階で業者等から説明を受けておりそれらを理解したうえで購入に至っているものと認識しております。

○鈴木勉委員 そういうことですね。

○議長 それは業者の方でも説明するでしょうから、委員会は許可するかしないかを審議する場ということで。（「そうですね。」の声あり。）

はい、分かりました。あと他にございませんか？（「なし。」の声あり。）

ではないという事ですので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号7について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」で進行番号8を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。進行番号8申請地と致しまして、字西桜町。こちら台帳及び現況が畑。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、宅地分譲を行う。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして宅地分譲3区画。工事時期と致しまして許可日から令和6年9月30日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員に説明お願い致します。

はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい、詳細は事務局説明の通りになります。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は桜町の通称交通公園東側の住宅地であり、平坦かつ

区画整理された所なので何の問題もないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく何の問題もないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。はい、鎌田さん

○鎌田委員 すいません。先ほど同様に、ここは高台ではなく平地で、前回の台風で浸水した場所という事で同じです。

○議長 はい、分かりました。他にございませんか？
はい、鈴木委員。

○鈴木勉委員 鎌田委員の意見には同感です。台風19号で沼辺周辺は床上浸水が多く、1階部分がだめになるくらいの所が多数でした。「何でこんな所を売ったんだ。」という意見もあったようです。「排水が悪いからだ。」と土地改良区に意見があったようですし。業者が教えるのか分かりませんが、過去にそういった案件があったという事だけ共通認識としてもらいたいです。

○議長 そうですね。

○鈴木勉委員 村田町も大河原町も平坦なので、全体的に内水氾濫のリスクは高いですね。

○議長 想定外の雨量になる場合がありますからね。

はい、あと皆さんの方から何かございませんか？（「ないです。」の声あり。）

はい、なしという事でこれから採決を致します。第2号議案の進行番号8について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」件であります、私に関連のある案件ですので、庄司会長職務代理者に進行をお願い致します。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、それでは進行番号1を上程致します。事務局説明願います。

○事務局主事 はい。第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号1・西部・金ヶ瀬地区。利用権の設定をする土地と致しまして、字西。地目が台帳及び現況が田。この外4筆ございまして、合計田5筆。利用権設定の内容と致しまして、種類が賃借権設定。内容は水田利活用。期間と致しまして、令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間となります。こちらが再設定の案件となっております。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願いします。
はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。再設定ですが説明します。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合

的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲だと思います。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は農地所有適格法人であり、また信託ではありませんので適応はしません。4、意見について。再設定ですので特に問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。以上です。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。（「ございません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。第3号議案・進行番号1について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。第3号議案・進行番号1は適当と認めます。進行を議長に戻します。

（会長、着席）

○議長 長 それでは進行に戻りまして、次に3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、金ヶ瀬字新葉茂木。地目が台帳及び現況が田。その外2筆ございまして、合計田3筆となります。利用権設定の内容と致しまして、こちらも再設定の案件となります。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。

はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲だと思います。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしく願います。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたかこの件について質疑のある方は挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

質疑なしという事で、これから採決を致します。第3号議案・進行番号2について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。はい、ありがとうございます。

次に第4号議案「令和5年度農業委員会成果説明の承認を求める件」を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局係長 はい、追加議案という事で、第4号議案「令和5年度農業委員会成果説明の承認を求める件」。令和5年度における農業委員会の業務成果について、別紙「令和5年度農業

委員会成果説明書（案）」のとおり町議会に報告する事の承認を求めると致しまして、原案の方事務局で作成致しましたので、皆様に内容等精査して頂きたく今回議案として上程させて頂いております。

～資料により説明～

○議長 はい、ただ今事務局の方から説明がありました。皆さんの方から何かございませんか？
（「なし。」の声あり。）

ない様でしたらこれから採決を致します。第4号議案について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございました。

次に報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1を上程致します。事務局お願い致します。

○事務局主事 はい、報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1・東部地区。申請地と致しまして大谷字稗田前。地目が台帳及び現況が田。その外6筆ございまして、合計田7筆。理由と致しまして譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、鷺沼3号雨水調整池整備を行う。権利設定または移転の別と致しましては所有権移転。施設概要と致しまして鷺沼3号雨水調整地整備となります。工事時期と致しまして令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。こちら農地区分が第3種農地となります。以上報告と致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方挙手をお願い致します。ありませんか？（「なし。」の声あり。）

はい、ないという事で、これで報告第1号を終わりたいと思います。以上を持ちまして本日の案件は全て終了致しました。大変お疲れ様でした。

○事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは最後に閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、今日は全ての案件について承認頂きましてありがとうございました。以上で会議を終わります。（「ありがとうございました。」の声あり。）

午前10時50分 閉会

令和6年7月25日の会議録署名委員

議 長 長 山 清 市



印

署名委員（8番委員） 松 井 誠 子



印

署名委員（2番委員） 角 田 真由美



印

令和6年7月 第7回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）